

商品先物取引制度要綱

2021年9月21日現在

株式会社東京商品取引所

項目	内 容	備 考																									
I 取引の仕組みについて 1 商品先物取引について (1) 取引の種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品又は商品の価格を対象とする次の各取引 <ul style="list-style-type: none"> a 現物先物取引 商品を対象とし、特定の期日において受渡供用品及びその対価の授受を約する取引であって、期日前に転売又は買戻しを行ったときは差金を授受することによって決済できる取引 b 現金決済先物取引 商品の価格を対象とし、約定価格と最終決済価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引であって、取引期日以前において転売又は買戻しを行ったときは差金を授受することによって決済できる取引 ・商品市場の区分、取引の対象及び取引の種類は、下表のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ADD8E6;">市場区分</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">取引の対象</th> <th style="background-color: #ADD8E6;">取引の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">エ ネ ル ギ ー 市 場</td> <td>ガソリン</td> <td>現物先物取引</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>現物先物取引</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>現物先物取引</td> </tr> <tr> <td>原油</td> <td>現金決済先物取引</td> </tr> <tr> <td>東エリア・ベースロード電力</td> <td>現金決済先物取引</td> </tr> <tr> <td>東エリア・日中ロード電力</td> <td>現金決済先物取引</td> </tr> <tr> <td>西エリア・ベースロード電力</td> <td>現金決済先物取引</td> </tr> <tr> <td>西エリア・日中ロード電力</td> <td>現金決済先物取引</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">中 京 石 油 市 場</td> <td>ガソリン</td> <td>現物先物取引</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>現物先物取引</td> </tr> </tbody> </table>	市場区分	取引の対象	取引の種類	エ ネ ル ギ ー 市 場	ガソリン	現物先物取引	灯油	現物先物取引	軽油	現物先物取引	原油	現金決済先物取引	東エリア・ベースロード電力	現金決済先物取引	東エリア・日中ロード電力	現金決済先物取引	西エリア・ベースロード電力	現金決済先物取引	西エリア・日中ロード電力	現金決済先物取引	中 京 石 油 市 場	ガソリン	現物先物取引	灯油	現物先物取引	
市場区分	取引の対象	取引の種類																									
エ ネ ル ギ ー 市 場	ガソリン	現物先物取引																									
	灯油	現物先物取引																									
	軽油	現物先物取引																									
	原油	現金決済先物取引																									
	東エリア・ベースロード電力	現金決済先物取引																									
	東エリア・日中ロード電力	現金決済先物取引																									
	西エリア・ベースロード電力	現金決済先物取引																									
	西エリア・日中ロード電力	現金決済先物取引																									
中 京 石 油 市 場	ガソリン	現物先物取引																									
	灯油	現物先物取引																									
(2) 標準品等 ①現物先物取引における標準品	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー <ul style="list-style-type: none"> a ガソリン 日本産業規格 K2202の2号の品質基準に適合するレギュラーガソリン b 灯油 日本産業規格 K2203の1号の品質基準に適合する灯油 																										

項目	内容	備考
<p>②現金決済先物取引における取引の対象</p> <p>2 立会方法 (1) 立会の区分及び時間</p>	<p>c 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、以下に掲げる各限月毎に、当該限月に対応する種類についての日本産業規格 K2204の品質基準に適合する軽油 1月限～3月限及び12月限 2号 4月限～5月限及び10月限～11月限 1号 6月限～9月限 特1号</p> <p>・中京石油 a ガソリン 日本産業規格 K2202の2号の品質基準に適合するレギュラーガソリン</p> <p>b 灯油 日本産業規格 K2203の1号の品質基準に適合する灯油</p> <p>a 原油 ドバイ原油の価格を指標とする中東産原油</p> <p>b 東エリア・ベースロード電力 JEPX^{*1}スポット市場の東京エリア^{*2}ベースロード電力^{*3}価格</p> <p>c 東エリア・日中ロード電力 JEPX^{*1}スポット市場の東京エリア^{*2}日中ロード電力^{*4}価格</p> <p>d 西エリア・ベースロード電力 JEPX^{*1}スポット市場の関西エリア^{*5}ベースロード電力^{*3}価格</p> <p>e 西エリア・日中ロード電力 JEPX^{*1}スポット市場の関西エリア^{*5}日中ロード電力^{*4}価格</p> <p>・日中立会 エネルギー市場及び中京石油市場 ➤ 寄付板合わせ：午前8時45分 ➤ ザラバ取引：午前8時45分から午後3時10分 ➤ 引板合わせ：午後3時15分</p> <p>・夜間立会 a. エネルギー市場（電力を除く）及び中京石油市場 ➤ 寄付板合わせ：午後4時30分</p>	<p>*1 一般社団法人 日本卸電力取引所</p> <p>*2 電力広域的運営推進機関が定める管轄制御エリアのうちの東京エリア</p> <p>*3 1日から同月末日までの暦日における午前0時から午後12時までの間受渡しが行われる出力100kwの電気</p> <p>*4 1日から同月末日までの平日（当社が別に定める。）における午前8時から午後8時までの間受渡しが行われる出力100kwの電気</p> <p>*5 電力広域的運営推進機関が定める管轄制御エリアのうちの関西エリア</p> <p>・当社が必要と認める場合には、立会の時間を臨時に変更できるものとする。</p>

項目	内容	備考
<p>(2) 立会方法</p> <p>3 先物取引の期限等</p> <p>(1) 現物先物取引</p> <p>(2) 現金決済先物取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ザラバ取引：午後4時30分から翌日の午前5時55分 ➤ 引板合わせ：翌日の午前6時 <p>b. エネルギー市場の電力</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 寄付板合わせ：午後4時30分 ➤ ザラバ取引：午後4時30分から午後6時55分 ➤ 引板合わせ：午後7時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買システムによるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現物先物取引は、取引の対象ごとに、限月に区分して行うものとして、その数及び期限等は次のとおりとする。 <p>a エネルギー市場のガソリン、灯油及び軽油並びに中京石油市場のガソリン及び灯油</p> <p>新甫（新たに生まれる限月をいう。以下同じ。）発会日の属する月の翌々月から起算した6か月以内の各月による6限月制とする。</p> <p>新甫発会日は、当月限納会日の翌営業日とし、当月限納会日は、当月限の前月25日（休業日にあたる場合は順次繰り上げる。）とする。</p> <p>受渡日は、当月限の1日から末日までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新甫限月の取引は日中立会から開始し、当月限の取引は日中立会をもって終わる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金決済先物取引は、取引の対象ごとに、限月に区分して行うものとして、その数及び期限等は次のとおりとする。 <p>a 原油</p> <p>新甫発会日の属する月の翌々月から起算した15か月以内の各月による15限月制とする。</p> <p>新甫発会日は、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日とし、当月限取引最終日は当月限が属する月の最終営業日とする。</p> <p>最終決済日は当月限取引最終日の翌営業日とする。</p> <p>b 東エリア・ベースロード電力及び西エリア・ベースロード電力</p> <p>新甫発会日の属する月の翌月から起算した15か月以内の各月による15限月制とする（ただし、直前の取引最終日が当月限の属する月の最終営業日になるときは、新甫発会日の属する月から起算する。）。</p> <p>新甫発会日は、当月限が属する月の末日の前営業日の翌営業日とし、当月限取引最終日は当月限が属する月の末日の前営業日とする。</p> <p>最終決済日は、当月限の翌月第1営業日とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が必要と認める場合には、当月限納会日及び当月限取引最終日並びに新甫発会日を定めることができる。

項目	内容	備考																														
<p>4 取引の締結の方法</p> <p>5 取引単位、呼値及び呼値の単位 (1) 取引単位</p> <p>(2) 呼値及び呼値の単位</p>	<p>c 東エリア・日中ロード電力及び西エリア・日中ロード電力 新甫発会日の属する月の翌月から起算した15か月以内の各月による15限月制とする。 新甫発会日は、当月限が属する月の最終の平日とし、当月限取引最終日は、当月限が属する月の最終の平日の前営業日とする。 最終決済日は、当月限の翌月第1営業日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新甫限月の取引は日中立会から開始し、当月限の取引は日中立会をもって終わる。 個別競争売買とする。 各取引における取引単位は以下のとおりとする。 <p>現物先物取引</p> <table border="1" data-bbox="434 900 1118 1205"> <thead> <tr> <th>市場</th> <th>取引の対象</th> <th>取引単位 (1枚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エネルギー市場</td> <td>ガソリン</td> <td>50kl</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>50kl</td> </tr> <tr> <td>市場</td> <td>軽油</td> <td>50kl</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中京石油市場</td> <td>ガソリン</td> <td>10kl</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>10kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>現金決済先物取引</p> <table border="1" data-bbox="434 1274 1118 1653"> <thead> <tr> <th>市場</th> <th>取引の対象</th> <th>取引単位 (1枚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">エネルギー市場</td> <td>原油</td> <td>50kl</td> </tr> <tr> <td>東エリア・ベースロード電力</td> <td>取引限月の暦日数×24h ×100kWh</td> </tr> <tr> <td>東エリア・日中ロード電力</td> <td>取引限月の平日数×12h ×100kWh</td> </tr> <tr> <td>西エリア・ベースロード電力</td> <td>取引限月の暦日数×24h ×100kWh</td> </tr> <tr> <td>西エリア・日中ロード電力</td> <td>取引限月の平日数×12h ×100kWh</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 各取引における呼値及びその単位は、以下のとおりとする。 	市場	取引の対象	取引単位 (1枚)	エネルギー市場	ガソリン	50kl	灯油	50kl	市場	軽油	50kl	中京石油市場	ガソリン	10kl	灯油	10kl	市場	取引の対象	取引単位 (1枚)	エネルギー市場	原油	50kl	東エリア・ベースロード電力	取引限月の暦日数×24h ×100kWh	東エリア・日中ロード電力	取引限月の平日数×12h ×100kWh	西エリア・ベースロード電力	取引限月の暦日数×24h ×100kWh	西エリア・日中ロード電力	取引限月の平日数×12h ×100kWh	<ul style="list-style-type: none"> 電力は、限月により取引単位が異なる。 例) ベースロード電力 暦日数 30 日の場合 →72,000 倍 暦日数 31 日の場合 →74,400 倍 日中ロード電力 平日数 20 日の場合 →24,000 倍 平日数 21 日の場合 →25,200 倍 立会外取引における呼値の単位その他詳細については、「立会外取引制度要綱」参照。
市場	取引の対象	取引単位 (1枚)																														
エネルギー市場	ガソリン	50kl																														
	灯油	50kl																														
市場	軽油	50kl																														
中京石油市場	ガソリン	10kl																														
	灯油	10kl																														
市場	取引の対象	取引単位 (1枚)																														
エネルギー市場	原油	50kl																														
	東エリア・ベースロード電力	取引限月の暦日数×24h ×100kWh																														
	東エリア・日中ロード電力	取引限月の平日数×12h ×100kWh																														
	西エリア・ベースロード電力	取引限月の暦日数×24h ×100kWh																														
	西エリア・日中ロード電力	取引限月の平日数×12h ×100kWh																														

項目	内容				備考	
<p>6 売買注文の種類及び約定条件等</p> <p>(1) 売買注文の種類</p> <p>(2) 売買注文の約定条件</p>	現物先物取引					
	市場	取引の対象	呼値	呼値の単位		
	エネルギー市場	ガソリン	1kl	10円		
		灯油	1kl	10円		
	市場	軽油	1kl	10円		
	中京石油市場	ガソリン	1kl	10円		
		灯油	1kl	10円		
	現金決済先物取引					
	市場	取引の対象	呼値	呼値の単位		
	エネルギー市場	原油	1kl	10円		
		東エリア・ベースロード電力	1kWh	1銭		
		東エリア・日中ロード電力	1kWh	1銭		
		西エリア・ベースロード電力	1kWh	1銭		
		西エリア・日中ロード電力	1kWh	1銭		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買注文の種類は次のとおりとする。 						
<ul style="list-style-type: none"> a 指値注文 (Limit Order : LO) 値段を指定する売買注文 						
<ul style="list-style-type: none"> b 成行注文 (Market Order : MO) 値段を指定しない売買注文 						
<ul style="list-style-type: none"> c スタンダード・コンビネーション注文 (Standard Combination Order : SCO) 特定の限月等の組合せにおいて、同一数量による一方の売注文と他方の買注文を同時に行う売買注文 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCOの詳細については、「スタンダード・コンビネーション注文制度要綱」参照。 					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買注文を発注するときは、次の約定条件を指定できるものとする。 						
<ul style="list-style-type: none"> a Fill and Store 条件 (F a S) 登録する時点において注文が全量約定しない場合、未約定の数量が登録される条件 						
<ul style="list-style-type: none"> b Fill and Kill 条件 (F a K) 登録する時点において注文が全量約定しない場合、未約定の数量が失効される条件 						
<ul style="list-style-type: none"> c Fill or Kill 条件 (F o K) 登録する時点において注文が全量約定しない場合、全部の数量が失効される条件 						

項目	内容	備考																										
(3) 売買注文の執行条件	<ul style="list-style-type: none"> 売買注文を発注するときは、次のいずれかの執行条件を指定するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 通常条件 即時に注文が登録される条件 b 日中引け条件 日中立会のザラバ取引終了後において、注文が登録される条件 c 夜間引け条件 夜間立会のザラバ取引終了後において、注文が登録される条件 	<ul style="list-style-type: none"> 寄付板合わせ及び引板合わせ（日中立会の引板合わせを除く）直前の1分間においては、売買注文の訂正・取消しを原則行うことができない。 																										
(4) 売買注文の有効期限等	<ul style="list-style-type: none"> 売買注文は、取引参加者が指定した日の日中立会終了後に効力を失うものとする。ただし、指定日が当社の休業日にあたる場合は、前営業日の日中立会終了後に効力を失うものとする。 上記にかかわらず、夜間立会の注文受付時間中に受け付けた注文であって、売買注文の有効期限を夜間立会のみと指定した場合の売買注文は、当該夜間立会終了後に効力を失うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> SCOにあつては、売買注文が登録された計算区域（クリアリング機構が定める計算区域をいう。以下同じ。）の日中立会終了後に効力を失う。 																										
(5) サーキットブレーカー幅	<ul style="list-style-type: none"> 売買注文は、当社が定める値幅を超える値段により行うことができないものとする。 値幅の限度は、基準値段からサーキットブレーカー幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段にサーキットブレーカー幅を加えて得た値段を上限とする。 サーキットブレーカー幅は以下のとおりとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準値段は原則として、前計算区域の帳入値段（株式会社日本証券クリアリング機構（以下、「クリアリング機構」という。）が帳入値段として定める値段をいう。以下同じ。）とする。 																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 1424 480 1491">市場</th> <th data-bbox="480 1424 722 1491">商品</th> <th data-bbox="722 1424 855 1491">通常時</th> <th data-bbox="855 1424 987 1491">第一次拡大時</th> <th data-bbox="987 1424 1120 1491">第二次拡大時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1491 480 2009" rowspan="8">エネルギー</td> <td data-bbox="480 1491 722 1536">ガソリン</td> <td data-bbox="722 1491 855 1581" rowspan="2">20,000 円[※]</td> <td data-bbox="855 1491 987 1581" rowspan="2">原則拡大しない</td> <td data-bbox="987 1491 1120 1581" rowspan="2">原則拡大しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1536 722 1581">灯油</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1581 722 1648">軽油</td> <td data-bbox="722 1581 855 1648">10,000 円</td> <td data-bbox="855 1581 987 1648"></td> <td data-bbox="987 1581 1120 1648"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1648 722 1760">原油</td> <td data-bbox="722 1648 855 1760">基準値段の± 30%</td> <td data-bbox="855 1648 987 1760">基準値段の± 45%</td> <td data-bbox="987 1648 1120 1760">基準値段の± 60%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1760 722 1827">東エリア・ベースロード電力</td> <td data-bbox="722 1760 855 2009" rowspan="4">8.0円</td> <td data-bbox="855 1760 987 2009" rowspan="4">原則拡大しない</td> <td data-bbox="987 1760 1120 2009" rowspan="4">原則拡大しない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1827 722 1895">西エリア・ベースロード電力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1895 722 1962">東エリア・日中ロード電力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1962 722 2009">西エリア・日中ロード電力</td> </tr> </tbody> </table>	市場	商品	通常時	第一次拡大時	第二次拡大時	エネルギー	ガソリン	20,000 円 [※]	原則拡大しない	原則拡大しない	灯油	軽油	10,000 円			原油	基準値段の± 30%	基準値段の± 45%	基準値段の± 60%	東エリア・ベースロード電力	8.0円	原則拡大しない	原則拡大しない	西エリア・ベースロード電力	東エリア・日中ロード電力	西エリア・日中ロード電力	<ul style="list-style-type: none"> 原油におけるサーキットブレーカー幅は、7（1）による立会の一時中断に伴い、1 計算区域において、その下限（上限）を第二次まで拡大する。 原油以外については、原則としてサーキットブレーカー幅の拡大は行わない。
市場	商品	通常時	第一次拡大時	第二次拡大時																								
エネルギー	ガソリン	20,000 円 [※]	原則拡大しない	原則拡大しない																								
	灯油																											
	軽油	10,000 円																										
	原油	基準値段の± 30%	基準値段の± 45%	基準値段の± 60%																								
	東エリア・ベースロード電力	8.0円	原則拡大しない	原則拡大しない																								
	西エリア・ベースロード電力																											
	東エリア・日中ロード電力																											
	西エリア・日中ロード電力																											

項目	内容					備考
<p>7 立会の一時中断等</p> <p>(1) 立会の一時中断</p> <p>(2) 即時約定可能値幅</p>	中京石油	ガソリン	10,000円	原則拡大しない	原則拡大しない	<ul style="list-style-type: none"> 原油以外については、原則として立会の一時中断及びサーキットブレーカー幅の拡大は行わない。 「当社が適当と認める時間」は、原則、30秒とする。
	灯油					
<ul style="list-style-type: none"> 7(1)による立会の一時中断により行うサーキットブレーカー幅の上限又は下限の拡大その他詳細については、「サーキットブレーカーによる立会の一時中断について」参照。 当社は、必要に応じてサーキットブレーカー幅を変更することができる。 <p>注. エネルギー市場のガソリン及び灯油については、2021年9月21日施行のシステム売買実施細則第14条第5項のただし書きに基づき、通常時のサーキットブレーカー幅を当面の間20,000円と定める。 なお、当該幅については適宜見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原油のザラバ取引の中心限月において、基準値段からサーキットブレーカー幅を加減して得た値幅の上限(又は下限)の値段に買注文(又は売注文)が提示された場合、10分間以上、全限月に係る立会の一時中断を行う。 立会の一時中断を行った場合には、当社が定めるところにより、サーキットブレーカー幅の上限又は下限を拡大する。 立会の一時中断を行った場合には、立会を一時中断した商品に係るSCOによる取引、立会外取引、EFF取引、EFP及びEFS取引についても一時中断する。 その他詳細については、「サーキットブレーカーによる立会の一時中断について」参照。 各限月の立会において、当社が定める基準となる値段(以下、「基準値段」という。)から当社が定める値幅を超えて取引が成立することとなる場合には、当社が適当と認める時間を経過するまでの間、当該限月の立会を一時中断する。 上記の当社が定める基準値段は立会における直近約定値段とし、直近約定値段がない場合は、前計算区域の帳入値段とする。 上記の当社が定める値幅(即時約定可能値幅)は次のとおり。 						

項 目	内 容					備 考			
	市場	商品	寄付板 合わせ	ザラバ	引板合 わせ				
	エネルギー	ガソリン	上下 3,000円	上下 1,000円	上下 2,000円				
		灯油							
		軽油							
		原油							
		東エリア・ ベースロード電力	上下 6.00円	上下 2.00円	上下 4.00円				
		西エリア・ ベースロード電力							
		東エリア・ 日中ロード電力							
		西エリア・ 日中ロード電力							
	中京 石油	ガソリン	上下 3,000円	上下 1,000円	上下 2,000円				
		灯油							
<p>8 受渡決済等 (1) 現物先物取引における受渡決済 ① 受渡決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現物先物取引の各限月における立会において、納会日の日中立会終了までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、当該限月の受渡日において、受渡決済（受渡決済代金及び受渡供用品を授受）を行う。 当月限の建玉を有する取引参加者は、その全部又は一部について、申告受渡制度に基づき、納会日以前に受渡しを行うことができる。 受渡しを行う取引参加者は、当月限納会后に、受渡条件について協議し、合意が成立した場合には、受渡条件調整制度に基づいて、当該取引参加者間で受渡しを行うことができる。 当月限納会后において、受渡当事者間で当社が定めた受渡条件とは異なる方法で受渡決済を行う旨の合意が成立した場合、その旨を当社に申し出て、当社の承認を得ることによって、当該受渡が完了したものとみなす（ADP…Alternative Delivery Procedure）。なお、ADPによる受渡品の授受及び受渡代金の決済は、クリアリング機構を通じることなく行うものとする。 詳細については、「商品先物取引に係る受渡決済関係事務処理要領」参照。 								
② 受渡供用品	<ul style="list-style-type: none"> 各現物先物取引について、受渡供用品は以下のとおりとする。 								

項目	内容	備考																					
<p>③受渡単位</p> <p>④受渡決済代金</p>	<p>エネルギー市場</p> <p>a ガソリン 日本産業規格K2202の2号を満たした、国内精製ガソリン又は輸入通関後の輸入ガソリン</p> <p>b 灯油 日本産業規格K2203の1号を満たした、国内精製灯油又は輸入通関後の輸入灯油</p> <p>c 軽油 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第22条第1項の規格に適合し、かつ、以下に掲げる各限月毎に、当該限月に対応する種類についての日本産業規格K2204の品質基準に適合する軽油</p> <table border="1" data-bbox="512 696 1121 875"> <tr> <td>1月限～3月限及び 12月限</td> <td>2号</td> </tr> <tr> <td>4月限～5月限及び 10月限～11月限</td> <td>1号</td> </tr> <tr> <td>6月限～9月限</td> <td>特1号</td> </tr> </table> <p>中京石油市場</p> <p>a ガソリン 日本産業規格K2202の2号を満たした、国内精製ガソリン又は輸入通関後の輸入ガソリン。ただし、E3（エタノールを3%含有するガソリンをいう。）を除く。</p> <p>b 灯油 日本産業規格K2203の1号を満たした、国内精製灯油又は輸入通関後の輸入灯油</p> <p>・ 各現物先物取引について、受渡単位は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="453 1357 1121 1722"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>受渡単位（毎）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">エネルギー</td> <td>ガソリン</td> <td>100kl</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>100kl</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>100kl</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中京石油</td> <td>ガソリン</td> <td>10kl</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>10kl</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 受渡代金は、標準品の受渡しを行う場合は、受渡値段に受渡数量を乗じて得た金額（ガソリンにあっては受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額、軽油にあっては軽油引取税が課される受渡しを行う場合は、受渡数量に応じた軽油引取税の税額分を加算した金額）（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。</p> <p>・ 受渡値段は、クリアリング機構が定める当月限の最終帳</p>	1月限～3月限及び 12月限	2号	4月限～5月限及び 10月限～11月限	1号	6月限～9月限	特1号	区分		受渡単位（毎）	エネルギー	ガソリン	100kl	灯油	100kl	軽油	100kl	中京石油	ガソリン	10kl	灯油	10kl	<p>・ 各受渡供用品ともに、タンクからローディングアーム渡し、又はホース渡しされる正常無事故の状態のもの</p>
	1月限～3月限及び 12月限	2号																					
4月限～5月限及び 10月限～11月限	1号																						
6月限～9月限	特1号																						
区分		受渡単位（毎）																					
エネルギー	ガソリン	100kl																					
	灯油	100kl																					
	軽油	100kl																					
中京石油	ガソリン	10kl																					
	灯油	10kl																					

項目	内容	備考
<p>(2) 現金決済先物取引における最終決済</p> <p>⑤受渡場所</p> <p>①最終決済日等</p> <p>②最終決済価格</p>	<p>入値段とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受渡品の量目が受渡数量に比して100分の2以内の増減である場合は、受方はこれを引き取り、受渡品の量目により受渡値段をもって決済するものとする。 ・ 受渡品の量目が受渡数量に比して100分の2を超える増量又は減量が生じたときは、次のとおり処理を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 増量が生じた場合…当該増量分は渡方の責任において処理するものとし、当社は、当該増量分について、当該受渡しの対象外として取り扱うものとする。 (2) 減量が生じた場合…当該減量分についてクリアリング機構が定める方法により処理するものとする。 ・ 各市場における受渡場所は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> a エネルギー市場 海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所又は貯蔵所のうち、当社が指定した場所 b 中京石油市場 陸上出荷設備を有する愛知県に所在する貯蔵所のうち、当社が指定した場所 <p>・ 現金決済取引について、取引最終日の日中立会終了までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、最終決済価格による決済を行うものとする。</p> <p>・ 原油の最終決済日は当月限の取引最終日の翌営業日とし、電力の最終決済日は、当月限の翌月第1営業日とする。</p> <p>・ 最終決済価格は、aの発表価格をもとに、bにより算出された価格とする。</p> <p>・ 原油</p> <ul style="list-style-type: none"> a 最終決済日の属する月の前月におけるプラッツが各営業日において最も船積月が近いドバイ原油を対象として発表した価格 b 発表価格の月間総計を発表価格採取日数で除して得た価格を、月間平均邦貨換算レートにより邦貨に換算したキロリットル当たりの価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 当社は、必要があると認めるときは、臨時に最終決済日を定めることができる。 ・ 発表価格が採取できない場合にあっては、当社が市況等を勘案し定めた価格とする。 ・ 算出した最終決済価格が適当でないとき当社が認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする（以下同じ）。

項目	内容	備考
9 制限・規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東エリア・ベースロード電力、西エリア・ベースロード電力 <ul style="list-style-type: none"> a JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各暦日の午前0時から午後12時の間に、東エリアについては東京エリアで、西エリアについては関西エリアで行われる受渡しを対象として発表した価格 b 発表価格の月間総計を発表価格採取数で除した価格 ・ 東エリア・日中ロード電力、西エリア・日中ロード電力 <ul style="list-style-type: none"> a JEPXのスポット取引において、最終決済日の属する月の前月における各平日(当社の営業日から当社が別に定める日を除いた日とする)の午前8時から午後8時の間に、東エリアについては東京エリアで、西エリアについては関西エリアで行われる受渡しを対象として発表した価格 b 発表価格の月間総計を発表価格採取数で除した価格 ・ 当社は、必要があると認めるときは、取引参加者に対し、次に掲げる制限を設けることができる。 <ul style="list-style-type: none"> a 売買注文数量その他の売買注文の制限 b 取引数量その他の取引の制限 c 売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限 d 委託者から取引の委託を受けること又は遠隔地仲介取引参加者に取引の依頼をする者(以下、海外顧客)から取引の依頼を受けることの制限 ・ 当社は、委託者、海外顧客及び外国商品先物取引業者に取引の依頼をする者に対して、前記a～cの制限を設けることができる。 ・ 当社は、前記取引参加者及び委託者への売買注文の制限を行った場合、当該制限を超える注文を発注した取引参加者に対し、該当する注文の取消しを行わせることができる。また、売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限を行った場合、当該制限を超える建玉を有する取引参加者に対し、該当する建玉の処分を行わせることができる。 ・ 当社は、次のaに掲げるいずれかの要件に該当し必要があると認めるときは、bに掲げる制限又は規制を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発表価格が採取できない場合又は当社が必要と認めた場合には、当社が市況等を勘案し定めた価格とする(以下同じ)。

項目	内容	備考
10 臨機の措置	<p>a 要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の状況に異常があると認めるとき又はそのおそれがあると認めるとき ・買占め、売り崩し等公正な価格形成若しくは取引の決済を妨げ又はそのおそれがあると認めるとき ・電力の取引について、公表前の重要事実に基づく取引（インサイダー取引）と認めるとき又はそのおそれがあると認めるとき ・電気事業者たる取引参加者及び委託者等にあつては、重要事実の公表が、インサイダー規制に関して当社が定めるところにより適切に行われていないと認めるとき ・その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でないとき <p>b 制限又は規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引を行った取引参加者に対し、売買注文若しくは取引を制限すること又は建玉の処分を行わせること ・取引を受託した受託取引参加者に対し、当該取引の委託者に係る売買注文若しくは取引の受託を制限し又は該当する建玉の処分を行わせること ・取引の委託の取次ぎの取引を受託した受託取引参加者に対し、当該取引の取次委託者に係る売買注文若しくは取引の委託の取次ぎを制限し又は該当する建玉の処分を行わせること ・取引の依頼を受けた遠隔地仲介取引参加者に対し、当該取引の海外顧客に係る売買注文若しくは取引の依頼を受けることを制限し又は該当する建玉の処分を行わせること ・その他適当な規制 <p>・ 当社は、次に掲げるときは、売買約定の全部若しくは一部を取消すこと、建玉の全部若しくは一部を解け合わせること又は受渡条件を変更することその他の臨機の措置を講じることができる。</p> <p>a 買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ、若しくは行われるおそれがあり、又は不当な約定値段等が形成され、若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持するためやむを得ない理由があるとき</p> <p>b 天災地変、戦争、暴動、相場の著しい騰落その他これらに準じる事由により、取引の締結又は取引の決済に著しい支障が生じたとき又はそのおそれがあると認められるとき</p>	
11 売買システム障害時の措置	<p>・ 当社は、売買システムの稼動に支障が生じた場合又はそのおそれがあると認める場合において、当社が必要と認めるときは、次に掲げる措置を講じることができる。</p> <p>a 臨時に立会の開閉時刻を変更すること、臨時に立会</p>	

項目	内容	備考
	<p>の全部若しくは一部を停止すること、又は臨時に立会の全部若しくは一部を行うこと</p> <p>b 売買約定の全部又は一部を取消すこと</p> <p>c 売買注文の全部又は一部の受け付けを制限又は停止すること</p> <p>d 特定の取引参加者の売買注文の受け付けを制限又は停止すること</p> <p>e 当社が既に受け付けている売買注文について効力を失わせること</p> <p>f 建玉の全部又は一部を解け合わせること</p> <p>g システム売買に係る業務の全部又は一部を停止すること</p> <p>h その他当社が市場管理上必要であると認める措置を講じること</p>	
II スタンダード・コンビネーション注文による取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「スタンダード・コンビネーション注文制度要綱」参照。 	
III 立会外取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「立会外取引制度要綱」参照。 	
IV ギブアップ取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「ギブアップ制度要綱」参照。 	
V 建玉移管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者は、自己に係る建玉及び委託に係る建玉を、他の取引参加者へ引継ぐ（以下「建玉の移管」という。）ことができる。 ・ 当月限納会日（現金決済先物取引にあつては、取引最終日）が属する計算区域の翌計算区域以降において、建玉の移管を行うことができない。 ・ 建玉の移管は、当社が定める値段をもって行われるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者の先物取引に係る建玉に関する事項は、クリアリング機構の業務方法書に定めるところにより行う。
VI 証拠金及び決済について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「先物・オプション取引に係る証拠金及び決済制度の概要」参照。 	
VII 参加者負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、「取引参加料等概要」参照。 	
VIII その他 1 相場情報システムで伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報を、相場情報システムで伝達するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 四本値、歩み値情報 b 銘柄別取引高及び取引代金 c 総取引高及び取引代金 d 銘柄別建玉残高 e 総建玉残高 f 最良気配及び数量 g 複数気配及び数量 h 帳入値段 i 最終決済価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品取引所法第 111 条及び第 112 条に基づき各銘柄ごとの四本値及び取引高の公表等を行う場合は、取引日ベースでこれを行う。

項 目	内 容	備 考
2 投資部門別取引内容の開示 3 建玉の制限及び建玉の内容に関する報告 付 則	j 銘柄別値付回数 ・ 相場情報システムにおいては、四本値及び取引高の情報について、日中取引に係るものと夜間立会に係るものに分けて伝達する。 ・ 週間及び月間の投資部門別、売り買い別取引高及び取引代金を開示することとする。 ・ 詳細については、「商品先物等における建玉の取扱い等に関する事務処理要領」参照。 ・ 市場の状況によっては、上記内容の変更もありえる。	・ 商品先物取引毎に開示するものとする。

以 上